

一般財団法人宮城県建築住宅センター

確認申請プログラム（新・申プロ）利用規約

（目的）

第1条 この規約は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、センターの建築確認申請業務を利用する設計事務所等に対して提供する、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）の確認申請プログラム（以下「新・申プロ」という）の利用に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本規約における主な用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「建築確認申請業務」とは、確認審査、中間検査及び完了検査とする。
- (2) 「設計事務所等」とは、建築確認申請を行う事業者又は代行する事業者とする。

（提供する内容等）

第3条 センターが設計事務所等に提供する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 新・申プロの無償提供
- (2) ICBAにおける新・申プロの無償サポート
- (3) 法改正等に準拠した新・申プロのバージョンアップの無償提供

2 提供するメディアは、CD又はUSBによるものとする。

（利用申込）

第4条 新・申プロの利用を希望する設計事務所等は、新・申プロ利用申込書及び誓約書をセンターに提出するものとする。

（利用認定及び提供方法）

第5条 センターは、設計事務所等から提出があった新・申プロ利用申込書の受理をもって利用者認定を行うものとする。

2 センターは、利用者認定した設計事務所等を新・申プロ利用認定者名簿に掲載し、第3条第2項に規定するメディアにより新・申プロを無償で提供するものとする。

（利用期間）

第6条 設計事務所等の新・申プロ利用は、前条第2項に定める提供を受けたときに始まり、センターが利用の終了を通知したとき又は設計事務所等が利用の取り止めに申し出

たときに終了するものとする。

(利用停止)

第7条 センターは、前条にかかわらず設計事務所等において誓約書記載事項に抵触する行為を行ったときは、利用期間中であっても新・申プロの利用を停止又は終了することができるものとする。

(免責)

第8条 センターは、設計事務所等が新・申プロの利用に際し、設計事務所等の設備の不具合・故障又は本来の目的以外に利用したことにより発生した損害については、直接あるいは間接にかかわらず責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱)

第9条 設計事務所等から提供された個人情報については、センターが別に定める個人情報保護規程により取り扱うものとする。

附 則

この規約は、平成28年1月28日から施行する。